

## 第3次一括法に伴う県の対応について

平成25年12月4日  
企画振興部

平成25年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）が成立し、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しが行われたことから、今後、関係条例の整備を行うこととする。

### 1 第3次一括法の概要について

#### (1) 義務付け・枠付けの見直し

- ① 通知・届出・報告、公示・公告等の義務付けの廃止等
  - ・ 指定試験機関に試験事務を委任した場合の総務大臣への報告義務の廃止（行政書士法） 等
- ② 附属機関の委員等の資格・定数等の廃止及び条例委任
  - ・ 地方社会福祉審議会の委員の定数の廃止（社会福祉法） 等
- ③ その他の義務付け・枠付けの見直し等
  - ・ 高齢者部分休業の期間の上限の廃止（地方公務員法） 等

#### (2) 施行期日

- ・ 通知・届出・報告義務の廃止等の見直し→ 公布の日（平成25年6月14日）
- ・ 政省令の整備が必要となる見直し→ 公布の日から起算して3月を経過した日
- ・ 条例等の整備が必要となる見直し→ 平成26年4月1日

〔 ※ なお、国の基準等を踏まえて条例を整備する必要があるものについては、条例整備に関する猶予期間（平成27年3月31日まで）が設けられている。〕

### 2 県の対応について

- ・ 別紙「第3次一括法に伴い整備が必要な条例一覧」に掲げる条例の改正及び新規制定を行う。
- ・ そのため、必要に応じて、関係機関等からの意見聴取、パブリックコメント等を実施する。
- ・ 条例案は、平成26年第1回定例会2月議会に提出する予定である。なお、猶予期間（1(2)※）が設けられているものについては、平成26年第2回定例会9月議会への提出に向けて準備を進める。

(別紙)第3次一括法に伴い整備が必要な条例一覧

法律名	法律改正の内容	関係する条例	新規制定・改正	条例で規定する事項	所管部課
1 地方独立行政 法人法	地方独立行政法人は、その保有する重要な財産で条例で定めるものが、業務の見直し等により不要となった場合、当該財産が地方公共団体からの出資等に係るものであるときは、地方公共団体に納付するものとされた。	地方独立行政法人 法施行条例	改正	納付対象となる財産の範囲	総務部 総務課
2 地方公務員法	高齢者部分休業の休業期間について、法定の要件(定年前5年以内)に係る規定が削除され、休業の対象となる職員の年齢を条例で定めることとされた。	職員の 高齢者部分 休業に関する 条例	改正	高齢者部分休業の対象となる 職員の年齢	総務部 人事課
3 地方税法	道府県固定資産評価審議会の委員の定数が廃止された。	秋田県固定資産評 価審議会条例	改正	秋田県固定資産評価審議 会の委員の定数	総務部 税務課
4 社会福祉法	地方社会福祉審議会の委員の定数が廃止された。	秋田県社会福祉審 議会条例	改正	秋田県社会福祉審議会の 委員の定数	健康福祉部 福祉政策課
5 麻薬及び向精 神薬取締法	麻薬中毒審査会の委員の定数が廃止された。	秋田県麻薬中毒審 査会条例	改正	秋田県麻薬中毒審査会の 委員の定数	健康福祉部 医務薬事課
6 地方青少年問 題協議会法	地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件に係る規定が削除された。	秋田県青少年問題 協議会条例 秋田県青少年の健 全育成と環境浄化 に関する条例	廃止 改正	秋田県青少年問題協議会 と秋田県青少年環境浄化 審議会の統合と委員の要 件	生活環境部 県民生活課
7 交通安全対策 基本法	都道府県交通安全対策協議会の委員について、都道府県知事が必要と認めて任命する者が追加された。	秋田県交通安全対 策協議会条例	改正	秋田県交通安全対策協議 会のうち知事が必要と 認めて任命する者の定数 及び任期	生活環境部 県民生活課

	法律名	法律改正の内容	関係する条例	新規制定・改正	条例で規定する事項	所管部課
8	森林法	都道府県森林審議会の委員の定数が廃止された。	—	新規制定	秋田県森林審議会の委員の定数	農林水産部 森林整備課
9	国土利用計画法	・土地利用審査会は、委員5人以上で組織するものとされた。 ・国土利用に関する都道府県計画を定める場合に都道府県議会の議決を経なければならぬと定めるが廃止された。	秋田県土地利用審査会条例	改正	秋田県土地利用審査会の委員の定数	建設部 建設政策課
10	建設業法	都道府県建設工事紛争審査会の委員の定数が廃止された。	—	新規制定	秋田県建設工事紛争審査会の委員の定数	建設部 建設政策課
11	水防法	都道府県水防協議会の会長及び委員の定数が廃止された。	秋田県水防協議会条例	改正	秋田県水防協議会の委員の定数	建設部 河川砂防課
12	建築士法	都道府県建築士審査会の委員の定数が廃止された。	—	新規制定	秋田県建築士審査会の委員の定数	建設部 建築住宅課
13	社会教育法	社会教育委員の委嘱の基準は条例で定めることとされた。	秋田県社会教育委員の定数等に関する条例	改正	秋田県社会教育委員の委嘱の基準	教育庁 生涯学習課
14	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	留置施設視察委員会の委員の定数及び任期は条例で定めることとされた。	秋田県留置施設視察委員会条例	改正	秋田県留置施設視察委員の定数及び任期	警察本部 留置管理課
再掲	(地方公務員法)	(2の改正に沿って、企業職員の高齢者部分休業の定義に関する規定を改正する必要がある。)	企業職員の給与の給与の種類の基準を定める条例	改正	(企業職員の給与の減額に関する規定における高齢者部分休業の定義)	産業労働部 公営企業課

※ 以下、条例整備の猶予期間が設けられているもの（関係の条例案は平成26年第2回定例会9月議会に提案の予定）

法律名	法律改正の内容	所管部課
15 民生委員法	<p>民生委員の定数は、市町村の区域ごとに、都道府県の条例で定めるとされた。</p>	健康福祉部 福祉政策課
16 介護保険法	<p>基準該当居宅介護支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準は条例で定めるとされた。</p>	健康福祉部 長寿社会課
	<p>指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準は条例で定めるとされた。</p>	
	<p>指定居宅介護支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営に関する基準は条例で定めるとされた。</p>	
	<p>介護保険審査会において要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の委員の定数は、条例で定めるとされた。</p>	